

大環境環管第 号
年 月 日

事前協議承認書

大阪市環境局長

年 月 日付けで大阪市使用済自動車解体業及び破砕業事前協議要綱第5条の規定に基づき提出された事業計画書は、審査の結果、承認するので、第7条の規定に基づき通知します。

大環境環管第 号
年 月 日

事前協議不承認書

大阪市環境局長

年 月 日付で大阪市使用済自動車解体業及び破碎業事前協議要綱
第 5 条の規定に基づき提出された事業計画書は、審査の結果、次の理由により不承認と
したので、第 7 条の規定に基づき通知します。

不承認の理由：